

— 令和6年度 (通常の学級在籍者用)

特別支援教育就学奨励費について (お知らせ) 私立用

広島市では、広島市内の私立の小・中学校で学ぶ際に、就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒 (以下「令第22条の3に該当する通常学級の児童・生徒」という。) の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品費などの経費の一部の援助を行っていますのでご利用ください。

1 特別支援教育就学奨励費を受けることのできる方

通常の学級へ就学する児童・生徒のうち、令第22条の3に該当する通常学級の児童・生徒の保護者

令第22条の3の判定基準等

区分【※1】	障害の程度 (学校教育法施行令第22条の3の規定による基準)	判定方法	必要書類
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね0.3未満又は視力以外に高度の視機能障害があり、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能であるか、著しく困難な程度にあること	身体障害者手帳 もしくは、左の基準に該当すると医師が診断したもの	①身体障害者手帳の写し ②医師の診断書または意見書 (②は身体障害者手帳を持っていない者のみ必要) 【※2】
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上であり、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度にあること		
知的障害者 【※3】	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度にあること 2 知的発達の遅滞は1の程度には達しないが、社会生活への適応が著しく困難な状態にあること	療育手帳 もしくは、左の基準に該当すると医師が診断したもの	①療育手帳の写し ②医師の診断書または意見書 (②は療育手帳を持っていない者のみ必要) 【※2】
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度にあること 2 肢体不自由の状態が1の程度には達しないが、常時の医学的観察指導を必要とする程度にあること	身体障害者手帳 もしくは、左の基準に該当すると医師が診断したもの	①身体障害者手帳の写し ②医師の診断書または意見書 (②は身体障害者手帳を持っていない者のみ必要) 【※2】
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度にあること 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度にあること	左の基準に該当すると医師が診断したもの	①身体障害者手帳の写し ②学校生活管理指導表の写し (当該年度のもので、指導区分B以上) ③医師の診断書または意見書 (③は①及び②のいずれにも該当しない者のみ必要) 【※2】
備考 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。			

※1 重複障害の場合は、最も重い障害の「区分」による。

※2 医師の診断書又は意見書は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当することが明示されているものに限り。なお、医師の意見書には、所定の様式がありますので学校にお申し出ください。

※3 学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム障害等の診断のみでは対象となりません。

2 支給対象となる費目は次のとおりです（詳しくは後述「6 就学奨励費の内容」をご覧ください）。

(1) 生活保護を受けている場合

交流学习交通費、職場実習交通費及び拡大教材費が対象となります。

(2) 就学援助を受けている場合

通学付添費、交流学习交通費、職場実習交通費及び拡大教材費が対象となります。

(3) 保護者及び保護者と生計を同一にする方の所得を合算した額が、その世帯の生活保護基準額の2.5倍以上の場合（審査の結果、該当する場合は決定通知でお知らせします）

通学費、通学付添費、交流学习交通費及び職場実習交通費の一部が対象となります。

(4) 上記以外の場合

全ての費目が支給対象となります。

3 申込みの方法

希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入し、預金通帳の写しなど振込先口座が確認できるもの（継続申請の方で口座変更がない場合は不要）と、必要書類（令第22条の3の場合の必要書類等）を添えて、お子さまが通っている学校へ提出してください。

※生活保護を受けている場合は、生活保護に関する証明書類は必要ありません。

※令和6年1月1日に広島市以外に住所があった方は、住所があった市区町村が発行する令和6年度（令和5年中）の所得の証明書（コピー可）が必要です。

※医師の意見書等は費用がかかります。この費用については、就学奨励費の対象外です。

（注）申請後であっても、別に所得状況等を明らかにする書類を提出していただく場合があります。また、証明書類は返却しませんので必要な方は写しをとっておいてください。

4 申請書の提出期限

令和6年6月10日（月）

※提出期限以後も随時受け付けています。

ただし、原則として申請書を提出された月以降分について支給します。

5 支給時期（予定）

第1期分 令和6年8月末

第2期分 令和6年12月末

第3期分 令和7年4月末

6 就学奨励費の内容（金額は令和6年度の年額です。）

区 分 費 目	小学校		中学校	
	所得額が基準額の2.5倍未満	所得額が基準額の2.5倍以上	所得額が基準額の2.5倍未満	所得額が基準額の2.5倍以上
①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	25,555円	-	30,490円	-
②学用品・通学用品購入費	5,820円	-	11,370円	-
③校外活動費	実費の半額 (限度額：800円)	-	実費の半額 (限度額：1,155円)	-
④学校給食費 ⑤修学旅行費 ⑥野外活動費	実費の半額 (⑤⑥は限度額あり)	-	実費の半額 (⑤⑥は限度額あり)	-
⑦通学費	実費	実費の半額	実費	実費の半額
⑧通学付添費	実費	実費の半額		
⑨交流学习交通費	実費	実費の半額	実費	実費の半額
⑩職場実習交通費			実費	実費の半額
⑪拡大教材費	実費の半額 (限度額あり)	-	実費の半額 (限度額あり)	-

- (1) 実費とは、実際にかかった費用（③、⑦～⑩の交通費部分については、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの）をいいます。なお、③の交通費部分について、学校が交通手段や支払方法を指定した場合は、この限りではありません。
また、限度額がある費目については、限度額の範囲で支給します。
- (2) 年度途中から「認定」になった場合は月割りで支給します。
- (3) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、4月から認定された新1年生の場合に支給します。
※新1年生の生徒の保護者で令和5年度中（5歳児又は小学6年生の時）に就学援助「新入学学用品費等」の入学前支給を受けた場合は、支給対象となりません。
- (4) 修学旅行費及び野外活動費は、それぞれ限度額があり、支給対象とならない経費が一部あります。
- (5) 通学費及び通学付添費は、自家用車を利用して通学する場合、支給対象となりません。
- (6) 通学付添費は、通学時に付添人が必要と認められる場合に支給します。
付添の際、通学経路と通勤経路が重複しており、重複部分についての通勤手当支給がある場合は、給与明細等の通勤手当の金額が確認できるものを学校へ提出していただく必要があります。
- (7) 拡大教材費は、弱視の児童・生徒が対象となります。

7 その他

- (1) わからないことがありましたら、お子さまが通っている学校又は広島市教育委員会学事課（市役所北庁舎（中区役所）6階、TEL504-2469（直通））へご相談ください。
- (2) 申請内容に不明な点がある場合は、学校又は広島市教育委員会から問い合わせることがありますのでご承知ください。